

ご注意ください

農業の平成12年分収入金額等のお尋ね(回答)の提出期限は、1月19日(金)です。
提出されないと計算ができませんので、必ず提出してください。

住宅借入金等特別控除

医療費控除

公的年金受給者のための還付申告

市では、年末調整が済んでいる給与所得者で、住宅借入金等特別控除や医療費控除を受ける人、年金受給者を対象に確定申告期間前の2月6日(火)から還付申告を受け付けます。確定申告期間中は大変混雑しますので、該当する人は早めに申告してください。

区分	医療費控除 年金受給者	住宅借入金等 特別控除
開催日	2月6日(火) 2月7日(水)	2月8日(木) 2月9日(金)
開始時刻	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	
対象地区	市内全域	
会場	白根市役所4階大会議室	

※日により申告の内容を分けてありますが、都合の悪い場合は、4日間のうち、どの日でも受け付けます。

【住宅借入金等特別控除】

①金融機関から融資(償還期間10年以上)を受け、居住のための住宅・土地を取得した人②増改築を行い、その工費が100万円を超える人

※控除の対象となるには年間所得額、住宅に住んだ年、対象住宅、借入金の範囲に条件があります

■必要書類 ①登記簿謄本(家屋・土地)②新築工事の請負契約書、家屋・土地の売買契約書の写し③住民票の写し④借入金の年末残高証明書⑤源泉徴収票など

※増改築の場合は、増改築確認通知書の写しなど、状況によって必要書類が異なります

【医療費控除】

平成12年中に支払った医療費の合計金額から保険金等で補てんされる金額を引いた額が、10万円を超える人や総所得の5%を超える人

■必要書類 ①医療費の領収書②源泉徴収票など

【公的年金受給者】

公的年金を受給している人は、原則として確定申告で源泉徴収された税金を精算する必要があります。医療費控除、社会保険料控除などがある場合、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます

■必要書類 ①年金の源泉徴収票②各種控除の証明書など

扶養者になるための計算目安

※生計を一にする親族で、次の合計所得金額以下の人

◆給与、パート収入がある人の場合



$$\begin{aligned} & \text{収入(受取)金額} - 65\text{万円} \\ & = \text{被扶養者の} \\ & \quad \text{判定所得金額} \leq 38\text{万円} \end{aligned}$$

必要書類…会社や支払い者からの源泉徴収票の原本か給与の支払い証明書

◆年金受給者の場合

[昭和11年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)]

$$\begin{aligned} & \text{公的年金の} \\ & \text{収入金額} - 70\text{万円} = \text{被扶養者の} \\ & \quad \text{判定所得金額} \leq 38\text{万円} \end{aligned}$$

[昭和11年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)]

$$\begin{aligned} & \text{公的年金の} \\ & \text{収入金額} - 140\text{万円} = \text{被扶養者の} \\ & \quad \text{判定所得金額} \leq 38\text{万円} \end{aligned}$$

必要書類…社会保険庁・恩給局・農業者年金基金などからの源泉徴収票の原本

◆扶養と事業専従者の選択(青色申告を除く)

- 事業専従者給与を選択した人は扶養になれません
- 事業専従者給与額は、事業主を上回ることはできません
- 事業専従者給与の最高額は、配偶者が86万円。それ以外の人は、50万円(15歳以上の親族)

$$\begin{aligned} & \text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得} \\ & \leq \text{専従者給与} \begin{cases} 50\text{万円} \\ \text{or} \\ 86\text{万円} \end{cases} \\ & \text{事業主} + \text{事業専従者の数} \end{aligned}$$

**税法が
改正されました**

所得税(国税)
・年少扶養親族(16歳未満)が廃止され、一般扶養親族(控除額38万円)となります。

新潟税務署からのお知らせ
2月1日から、給与所得者・年金受給者の所得税の還付申告の相談を受け付けます。
会場はプラウカ3特設会場となり、昨年までの八千代特設会場は廃止となります。詳しくは広報しろね2月1日号をご覧ください。
■問い合わせ 新潟税務署 ☎29-2151

だが、その後はどうなりますか。また13年度はどうなりますか
A 退職時にまとめて支払った場合は、それでおしまいになります。1月1日から5月分を合わせて、自分で納めてもらうことになりました。また平成13年度は、基本的には自分で納めてもらうことになりました。

「扶養控除」…。まずその前に

扶養控除のチェック

- 扶養する人は重複していませんか?
- 扶養となる人の平成12年中の合計所得金額は、38万円以下ですか?
- 民法が定める親族で、生計を一にしていますか?
- 事業専従者給与の支払いを受けていませんか?
※公共事業などで土地の取用があり、補償金を受けた人は、取用にかかる特別控除前の所得が適用されますので、扶養になれない場合があります。

YES

NO

残念ながら、控除はされません

配偶者控除

控除対象配偶者とは、納税者の民法上の妻(夫)。内縁関係の人や事業専従者給与を受けた人は、控除対象配偶者に当たりません。あなたの控除対象配偶者が、昭和6年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)の場合には、控除額の加算もあります。

配偶者特別控除

あなたの配偶者の合計所得金額が0円～75万9,999円以下であれば、その金額に応じた特別控除が受けられます。
※給与所得者で、配偶者の所得金額を年末調整で誤って申告した人は、申告期間中に適正な申告が必要です。誤ったままにしておきますと、後日、税務署および税務課から修正される場合があります。

扶養控除

「扶養控除のチェック」のすべてに当てはまれば、次に挙げる人たちも扶養控除の対象になります。
・単身赴任者の実家の家族
・学生や病院に入院中の親族
・県知事から養育を委託された児童や養護老人など

※控除額が加算対象となる人

【特定扶養親族】昭和53年1月2日から昭和60年1月1日生まれの人(16歳以上23歳未満)

【老人控除対象配偶者、老人扶養親族】昭和6年1月1日以前生まれの人(満70歳以上)

【その他】同居の有無、障害を持つ人など。控除額は、その状況に応じて異なります

ココがポイント

申告前

〜知っておきたい豆知識〜

平成13年度住民税(市民税・県民税)申告準備のために

税務課では、住民税の申告受け付けを2月16日(金)から3月15日(木)までの期間に行います。申告は期限内に忘れずに行ってください。
申告の際、市民の皆さんから問い合わせが一番多いのは扶養控除。そこで、申告前の予備知識として扶養控除を取り上げて解説します。申告の参考にしてみてください。詳しくについては、電話または申告会場でお尋ねください。

住民税Q&A

- Q 夫が平成12年12月に死亡しました。昨年中の夫の所得に対する住民税はどうなるのですか
A 住民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対してその所在地の市町村が課税します。平成12年中に死亡された人については、平成13年度の住民税は課税されません
- Q 平成13年1月20日にA町から白根市へ引っ越しました。平成13年度の住民税はどちらへ納めるのでしょうか
A 平成13年1月1日現在において、あなたの住所はA町に当たります。平成13年度分の住民税はA町へ納めてもらうこととなります
- Q 勤務のかたわら雑誌に原稿を書き、その所得が15万円あります。所得税は20万円以下であれば申告不要ですが、住民税は申告が必要ですか
A 所得税は所得の発生した時点で源泉徴収するため20万円以下は申告不要です。住民税はこのような源泉徴収制度はなく、ほかの所得と合算して税額が計算されますので、給与所得以外の所得があれば、所得額にかかわらず申告が必要です
- Q 平成12年12月いっぱい会社を退職しました。それまでは給与から住民税を引かれていまし